



建物見学ツアーで学芸員から説明を聞く参加者（本文中に関連記事があります）

目次 / contents

人・まち・地域 2

- ・特集「変わりゆくまちかど」 / 中塚一・中村孝子
- ・進化し続ける鴨川納涼床 / 水谷省三
- ・市民生活と文化・スポーツの交流拠点「サンサ右京」が完成 / 松尾高志

きんきょう 8

- ・京都市・新景観政策一年 / 三輪泰司
- ・下北山村にITの会社ができます～自然豊かでのんびり仕事をしたい若者応募してみませんか / 高坂憲治
- ・上京区初！！成逸学区夜間防災訓練の開催 / 山崎裕行
- ・尼崎情報～その1 今年も尼崎城内フォーラムが開催されました / 岡本壮平
- ・尼崎情報～その2 「るるぶ尼崎市」発売！ / 高田剛司

メディア・ウォッチ 13

- ・「キョースマ！」 / 嶋崎雅嘉

まちかど 14

- ・自動車とスクーターが走り去ったら、牛丼とライブがやって来た。 / 廣部出



ひと・まち・地域

特集「変わりゆくまちかど」 消えゆくまちのシンボル

ニュースレター編集部では、今号と次号に渡り「変わりゆくまちかど」をテーマに、京都・大阪を中心にここ1～2年の様々な社会的な出来事で、「消えていったもの」と「新たに誕生したもの」に着眼して特集を組むこととしました。きっかけは、編集会議での「それで食べ残しが話題になった船場吉兆はどうなったのかな？」という話題から、「そういえば大阪名物くいだおれも閉店したよね」「逆に福島や天満、京橋の路地裏で面白い店ができていよ」「京都駅前も目がはなせないよね」等の話合いからスタートしました。様々な人々の営みでまちは常に変化し続けているのですが、今回は商業ビルや飲食等を中心に、変わりゆくまちかどをテーマに取材しました。



閉店した船場吉兆跡

なんば・船場編～大阪事務所／中塚 一

なんばを中心とする大阪ミナミの盛り場では、毎日のように店が開店しては閉店し、常に新陳代謝が行われ、まちの活力の源となっています。

しかし、ここ数ヶ月でまちのシンボル（目立っていただけの建物もありますが）となっていた商業ビルが閉店したり、撤去されているのが目に付きます。これらの現象は、「景気が悪くなったから」とひとくくりにするのではなく個々に様々な要因があるのではないかと感じています。

■大阪名物くいだおれ

まずは、タレント活動が始まるという「くいだおれ太郎」で有名だった「大阪名物くいだおれ」。道頓堀に1949年に開店し約60年に渡り大阪の顔として営業を続けてこられました。しかし、今年の7月に「永いことありがとう。おおきに」の太郎の言葉を残し閉店しました。太郎は、観光客が記念撮影をする大阪のシンボルの1つでしたが、現在（11月現在）は、「わて、旅に出まんねん」の看板を残し、不在となっています。今後は、中座の跡地ビルに復活する予定です。「大阪名物くいだおれ」と呼ばれていますが、



くいだおれ太郎は現在、旅行中

私の周辺にはイベント的な利用を除いて、家族や同僚で食べに行った人が少なかったため、その辺りが1番の問題だったのかもしれませんが（すき焼が美味しかったと言っている者もいました）。

■道頓堀極楽商店街

「大阪名物くいだおれ」の周辺にある浪花座の跡地に2004年7月に建てられたサミー戎プラザのフードテーマパーク「道頓堀極楽商店街」が、来年3月にわずか4年9ヶ月で閉店します。入場者は開業から半年で200万人を突破しましたが、その後減少し、去年は年間100万人以下に落ち込んでいたとのことでした。



道頓堀の花にならなかった道頓堀極楽商店街

そもそも開業した2004年10月の Meets Regional (京阪神エルマガジン社)の緊急座談会「今、街は何をどうすべきなのか。」で、道頓堀極楽商店街のプロデューサーに対してアメリカ村を創った故・日限萬里子さんが、「街はみんなで共存共栄していくものであって、昔から「畑」みたいなものが大事だね。変な種を蒔いても、絶対に育たない。」と言われていた通り、道頓堀という大阪文化の畑に「道頓堀極楽商店街」という花は咲きませんでした。

その時の編集長にお聞きしたのですが、バトルとなった両プロデューサーを含む座談会は、故・日限さんが闘病生活をおして若手のプロデューサーにまちへの熱い想いを存分に伝えるために仕掛けたとのことでした。

■ KPO キリンプラザ大阪

最後は、松田優作の劇場映画作品の遺作となった「ブラックレイン」で全世界にミナミのシンボルとして発信されたKPO キリンプラザ。

1987年に行燈を思わせる独特のフレームで現われた建物は、大阪のコンテンポラリー・アートの拠点として若者層を中心に大変支持されましたが、2007年10月末に惜しくも閉館となりました。

現在、デベロッパーが取得し都市型商業ビルとして建替え中ですが、リートによる不動産投資信託の手法で事業フレームが組まれているとの事なので、無事、心齋橋の新しいシンボルとして再生するか大阪を愛する1人として心配です。



行燈部分が無くなったKPO キリンプラザ大阪

京都駅前編～大阪事務所／中村 孝子

■旧近鉄百貨店京都店

京都駅の北の玄関口にそびえ立つ京都タワーに隣接していた近鉄百貨店京都店(プラッツ近鉄)が解体されて一年以上経ちます。建物が建っていた時は、あまり気になりませんでした。現在、ぽっかり空いた空間はとても広く感じます。

年齢がばれてしましますが、私の子どもの頃、ここは丸物百貨店でした(1977年に近鉄百貨店に)。母親の話では、丸物は市内にある他の百貨店と比較して、屋上の遊具が充実していて、お隣には京都タワーもできて小さな遊園地みたいなものだったそうです。駅前に立地している利便性から京都府南部、亀岡や大津方面からお客さんがきて活気があったようです。

一方、建物はというと渡辺節の設計で、大丸心齋橋店や京都店などの建物と比較すると一見地味でしたが、実はディテールをよく見ると外観・内装ともに見事なものでした。京都タワー同様、京都駅前のシンボリックな建物の一つだったといえます。

駅ビルの建設など、昔から京都の玄関口の変貌を眺めてきたその歴史的な建物は、業績悪化のため閉店を余儀なくされ、残念ながらリニューアルされることなく解体されることになりました。

さて、ご承知のとおり、ここには2009年度にヨドバシカメラが建設予定です。すでに建物解体中には、京都駅に隣接して大型家電量販店「ビックカメラ」や京都駅南側の徒歩圏内には「上新電機」が次々とオープンしています。家電の激戦地区になることは間違いないので、今後の動向も気になります。



ぽっかり空いた近鉄百貨店京都店跡地



京都の夏の風物詩である鴨川納涼床の外観の造りや意匠等を定める新たな基準とガイドラインが本年10月京都府により策定されました。

この基準は今年の4月に施行された鴨川条例に基づくもので、昭和41年に制定された「鴨川納涼床許可標準」を基に改定が行われたものです。

風物詩となっている納涼床ですが、そもそも鴨川は一級河川で、河川区域内での営業行為は禁じられています。それを古くからの歴史と文化を尊重する立場から、府が河川占用を許可している状況にありました。

これまでの「鴨川納涼床許可標準」は、占用にあたっての景観上の基準として指導が重ねられてきましたが、時代の流れとともに各納涼床の店舗形態の変化などにより、納涼床の実態と「許可標準」に乖離が生じてきました。

納涼床の起源

鴨川納涼床の起源は近世初頭まで遡ると言われ、祇園会とともに京の年中行事となり、また、鴨川改修や都市整備と密接に関わりながら、数百年に亘る歴史の中で、幾多の変遷(*1)を経て、現在の姿となりました。京都の伝統文化を語る上で、欠かせない夏の風物詩として、京都の暮らしの中に定着しています。

現在の鴨川納涼床は、鴨川の西岸みそそぎ川沿いに並び、二条大橋から五条大橋の約2.5 kmの間に、約90店舗の高床式納涼床が設置されます(納涼床の設置期間は5月から9月に限られています)。

伝統を守り、時代に対応する基準づくり

納涼床については、京都鴨川納涼床協同組合で自主的な設置規則を取り決めており、府が定めた「許可標準」とともに、一定の規律の下に運営されてきました。同組合では、納涼床の風情や美観を守るた

めに、営業期間や営業時間のほか、看板広告の禁止、床の上での歌舞音曲の禁止など良好な景観づくりに配慮するよう、きめ細やかな取り決めがされています。

多様化が進む現代の納涼床

納涼床を出す各店舗のすべては、「京都鴨川納涼床協同組合(旧鴨涯保勝会)」の参加店舗となっており、河川占用に係る許可申請は、この組合を通じての一括申請となっています。

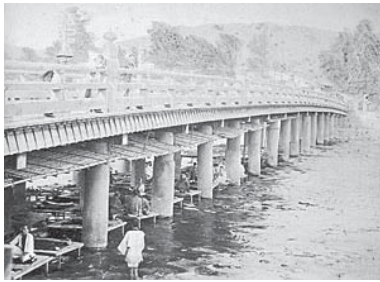
近年、参加店舗数は増え続け、店舗の種類も京料理を中心に多様化が進み、フレンチ、イタリアン、中華料理やタイ料理など、国際色豊かで、ショットバーやカフェ等の店舗も目立つようになってきました。また、これら店舗の多様化と併せて、従来座敷利用(床に直接腰を下ろすもの)から、納涼床上で椅子とテーブルを利用する営業形態を取る納涼床が増えてきており、現在は約20店舗を数えるほどになってきました。

新たな基準づくり

鴨川納涼床の伝統的な造りや意匠に乱れが目立ってきたことなどから、府は今回の基準の見直しに踏み切りました。

新たな基準として定められた「鴨川納涼床審査基準」は、旧来の基準「許可標準」に対して、大幅な見直しではなく、納涼床の伝統を保全することを基本とした形態等の制限を踏襲しながら、利用の実態にも応じた「審査基準」となっています。

この「審査基準」に新たに加えられた主な項目として、納涼床の「手すり」を伝統的意匠とすることや、納涼床の「柱」や「手すり」の色彩を「木材色」にすること等があげられます。また、隣り合う納涼床の間に設けられる「すだれ掛け」についても、利用者同士の視線やプライバシーに配慮するために「すだれ掛け」の高さ制限を引き上げています。



三条大橋下の床机式の納涼床
(出典：京都百年パノラマ館)



現在の納涼床の風景

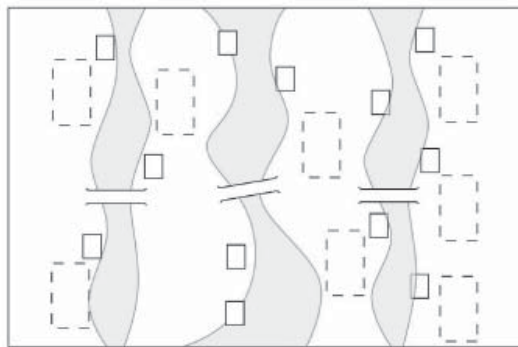


カフェ利用された納涼床

これらの「審査基準」の適用については、納涼床の改修に際して5年間の猶予期間が設けられ、許可申請時において順次、改善指導されることが予定されています。

時代とともに変化してきた納涼床は、利用の実態に応じながら、さらに進化を遂げようとしています。劇的な変化ではありませんが、伝統ある納涼床を守り育てていくための重要な段階を迎えています。

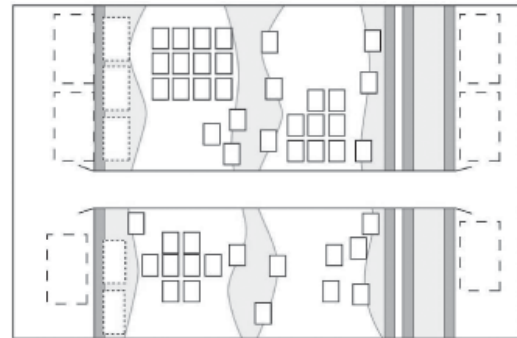
納涼床形式の変遷 (*1)



□ 床几形式の納涼床 □ 床几以外の建造物

1 近世初期

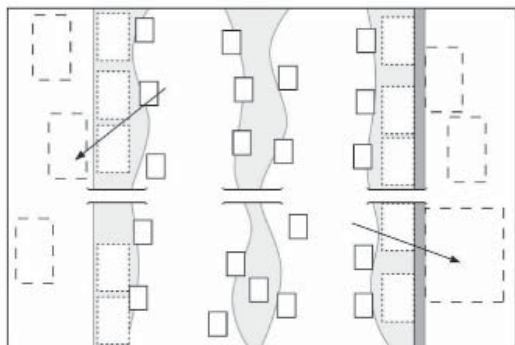
河原は市街地との区別もなく、遊興地であり、歌舞伎小屋などとともに、床几形式の納涼床が見られる。



□ 床几形式の納涼床 ■ 高床形式の納涼床 □ 床几以外の建造物

3 琵琶湖疎水鴨川運河開通

琵琶湖疎水鴨川運河開通により、左岸の高床形式の納涼床が消滅した。



□ 床几形式の納涼床 ■ 高床形式の納涼床 □ 床几以外の建造物

2 寛文年間の治水工事後

石積み護岸が両岸に築造され、砂州には床几形式の納涼床が、両岸からは高床形式の納涼床が出されるようになった。



■ 高床形式の納涼床 □ 床几以外の建造物

4 大正時代初期の治水工事で降から現代まで

大正時代初期の治水工事により、床几形式の納涼床が消滅し、右岸の高水敷にみそぎ川が開削され、納涼床はみそぎ川に出される高床形式だけになった。

※参考論文：鴨川のアメニティ利用に関する二、三の考察
— 納涼床の変遷を対象として —
京都大学工学部土木工学科 牧田通 (1998)



ひと・まち・地域

市民生活と文化・スポーツの 交流拠点「サンサ右京」が完成

京都事務所／松尾 高志

京都の西に新しい拠点施設－「サンサ右京」が完成

京都市右京区の太秦地区に、この春、私も計画策定をお手伝いした新しい拠点施設「サンサ右京」が完成しましたので、ご紹介します。

「サンサ右京」は、右京区総合庁舎、右京地域体育館、右京中央図書館、京都市交通局庁舎、店舗、住宅等で構成された複合施設で、市施行の第一種市街地再開発事業により建設された再開発ビルとなっています。

施設整備に至る経緯

京都市では、平成11年11月に、当時二条駅まで整備されていた地下鉄東西線を、京福嵐山線と交差する太秦天神川駅まで、御池通とあわせて西進整備することにしました。

さらに、平成12年度に市民参加で策定された右京区基本計画において、地下鉄と京福電鉄の交通結節点となる太秦東部地区内で、商業・業務施設、住宅、公共公益的施設等の一体的な整備を面的整備により進め、ターミナル機能の充実とにぎわいのある空間の創出を図ることが位置づけられ、当地の新しいまちづくりに着手しました。

パートナーシップによる計画づくり

今回の事業の特徴の一つは、「市民と行政のパートナーシップのまちづくり」を実践するため、計画づくりの段階で様々なパートナーシップの取組が行われたことです。

以前にも、このニュースレターでお伝えしましたが、まず、基本構想段階で、地域住民を中心に設立

された「太秦地下鉄駅周辺まちづくり検討会」と行政が二人三脚で、公共施設整備や土地利用等の計画づくりに取り組み、平成14年1月に「天神川駅（仮称）周辺整備基本構想」を策定しています。この取組の中では、鉄道の結節方法や駅前広場の位置など、かなり突っ込んだ内容について、市民と行政が一緒に検討を進めています。

また、施設建築物の基本設計にあたっては、公益施設が大半を占める施設であることから、一般市民の自由参加による「夢を語ろう！みんなで考えよう！できたらいいな みんなの区役所・体育館ワークショップ」を開催し、施設建築物の配置構成等の検討を行い、その成果を再開発施設の計画に最大限反映しています。さらに、地区内に設けられた街区公園についても、地域住民のワークショップにより、周辺地域の特徴や個性を生かした緑いっぱいの公園として計画されています。

土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行

事業のもう一つの特徴は、平成11年の都市再開発法の改正により、法的に位置づけられた土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行という事業手法をとったことです。

一体的施行の最大の特徴は、住民及び権利者が申出換地制度などによって、「①地区内の土地を換地で欲しい」「②地区内の再開発施設に入居したい」「③地区外に転出したい」の3つから選択できたことです。ただし、一体的施行を行うためには、換地計画の早期確定が必要で、区画整理区域内の権利者全員



全景



駅前広場



ロビーに設けられた木の大テーブル



階段状の緑化された屋上 土地区画整理事業による公園と低層住宅ゾーン



の合意を得る必要があったなど、施行者の苦労が大きかったと聞いています。

緑に包まれた施設づくり

施設建築物の特徴をみると、まず階段状に緑化した屋上を設け庭園として市民に開放することで、山並みを眺望し緑と触れ合える空間と、施設全体を「地域の森」に見立てた景観をつくり、環境共生の施設づくりを行ったことがあげられます。環境共生の面では自然エネルギーの活用や、エネルギーの有効利用にも配慮されています。

誰もが気軽に利用できる施設づくり

施設計画にあたっては、市民が気軽に集えるわかりやすい施設づくりを目指して整備を行っています。

①右京区総合庁舎

これまで2箇所に分かれていた区役所区民部・福祉部（福祉事務所）、保健部（保健所）を統合整備しています。誰もが気軽に立ち寄れるよう、エントランスと一体的に利用できる「通り庭」（交流ロビー）・ギャラリー等を備えています。

②右京地域体育館

体育室（約1,000㎡）、会議室、更衣室などを備えており、市民が気軽にスポーツを楽しめ、一般来訪者が見学することもできる体育館です。

③右京中央図書館

インターネットパソコンや映像情報席、CD・DVDのサービスなどを整えた京都市立で最大面積

となる図書館です。親子で楽しむ「おはなしのへや」や、休憩・談話ができる交流室を設け、幅広い世代の方が利用しやすい施設としています。

おわりに

再開発施設の愛称である「サンサ右京」は、「施設の緑豊かな屋上に太陽がサンサンと降り注ぐ、明るい雰囲気を表す」「施設が3本の幹線道路（御池通、三条通、天神川通）から構成される3つの交差点に囲まれた場所に位置する」等の意味が込められており、ロゴデザインは右京区にゆかりのある「愛宕山」「双ヶ丘」「北山杉」「クスノキ」「桂川」「天神川」などを表しています。

皆さんも機会があれば、是非「サンサ右京」を訪れてみてください。



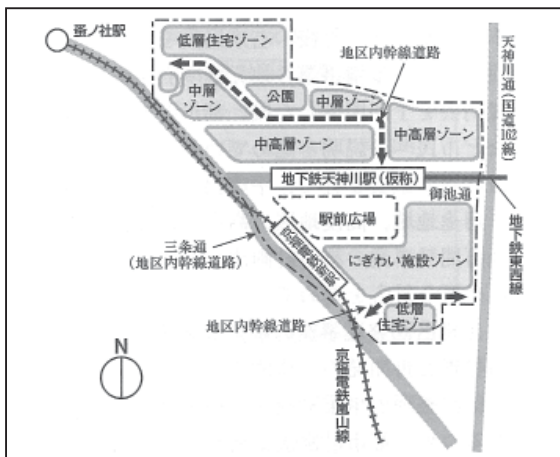
サンサ右京のロゴ



住宅部分



再開発ビルと京福電鉄嵐電天神川駅



土地利用構想図（出典：再開発研究 NO.23）



京都市・新景観政策一年

取締役相談役／三輪 泰司

昨年3月20日、京都市議会で新景観政策関係6条例が成立し、9月1日に施行されて1年経ちました。効果と影響はまだ検証中です。まずは、私たちがしてきたことを、ご報告しましょう。

建築家は何をしてきたか

平成16年6月、「景観法」の制定を見て、京都建築設計監理協会（KSK）は「まちづくり問題研究委員会」を立ち上げ、京都の町並み景観をテーマに活動を始めました。市の審議会設置を機に名称を「京都景観デザイン研究会」に改め、今まで研究会を50回、街のデザインサーベイ2回、シンポジウムや学習会も数回行っています。

KSKはその名の通り、建築の設計と監理を専業とする事務所の団体です。建築事務所は社員が2・3人の零細企業ですが、KSK会員事務所は比較的大きく、40社で社員数は380名ほどです。私は平成元年から10年、会長を務めました。研究会は、元会長の隠居仕事にしてはえらくハードで、テーマは重いですが楽しくやっています。

平成18年3月に第1回シンポジウムで、先斗町側から見た鴨川東岸のパノラマ写真を壁に貼り、建築専門家20名、参加市民20名に、金（よるしい）、青（もうひとつです）、赤（いけません）のラベルを貼ってもらいました。ここは「京都の顔」であるはずな

のに、東山が見えなくなっています。多いのはご退場願いたいレッドカード。ゴールドメダルは、南座・菊水ビル。伝統的様式のデザインです。

4月の鴨川ウォークは、お花見を兼ねて。近づいて、動きながら観ると、避難階段が目障りであることなどを発見します。

景観法に基いて設置された「京都・景観デザイン協議会」も現地調査をしています。KSKの2回目のデザインサーベイは、室町通を五条から御池まで、約1.6キロを3時間掛けて診ました。この間の建築は両側で約320棟です。あれこれ批評し、議論しながら「診た」のです。

目立つのは、近年のマンションやオフィスビルです。いけませんね。えらくキバツタものもありますが、ほんとに「デザイン」したつもりなのか。お手あげです。ちらほらと残っている大正か昭和初年の商家が、静かながら存在感を放っています。

デザインをスタディしよう

昨年6月、改正建築基準法が施行され、建築確認の審査期間が延び、一定規模以上は複数の確認検査機関のチェックが義務付けられました。ちょうどこれに景観デザインの審査が加わり、建築事務所は設計以外に時間と手間が掛かり、ネを上げています。デザインや場所性など考えておれないというわけです。

でも、診たところ、今建っているのは耐震偽装問題以前の設計ではないですか。

「建築基準法」には、美しい建

築を造れとは書かれていません。美しくない建築を造っても、おとがめはありません。

かくて、日本建築学会の提言書で言う「景観阻害建造物」が大量に現われ、今も日々再生産されています。

たしかにデザインワークはしている。しかしデザインスタディはしていない。これが現地で調べて診た結論です。

先ず「己」から

「景観法」は、初めて“景観”そのものを真正面からとらえました。景観デザインに関する国民共通の基本理念を示し、良好な景観形成に努めること、施策へ協力することを住民・企業に義務付けました。同時に“デザイン”が、初めて国の公法で認められました。

元々、造形デザインは建築家職能の根幹ではないですか。

しかし、デザインは、規準化しきれることではありませんし、事務的に審査・認定しきれるものでもありません。

景観法運用指針は「規定の仕方が多様になる」「定量的に決めることも、定性的・裁量的に定めることも可能」と言っています。ソフトプログラムである法制度は、景観地区の決め方や、デザイン規準など、具体的な動作の命令になるほど、不具合や不備が出て、ヘルプや修正が必要になってきます。

そうしたことは、申請・審査の場面で、設計者と担当職員のやりとりで現れます。或いは審査委員会で、建築家がプレゼンテーションし、意見を交わすことに

よって「定性的・裁量的」に判断され、問題点も明らかになり、プログラムは進化します。

他の業界のように、我々も文句を言いたいことがあるけれど、グチ・ボヤキとオネダリでよいのだろうか。自分に出来ること、我々のなすべきことはなにか。

研究会はこんな議論を重ねて、組織としての責任は、建築士自身のデザイン力を高めるために支援することである。「デザインガイド」を作ろう。「先ず、己から」と決心しました。

市民の美意識を引き出せ

研究会の議論は続きます。

都市景観策の大転換のエポックは、平成 15 年 7 月の「美しい国づくり政策大綱」でしょう。これは突然出たのではなく、永年にわたり、建築家はもとより、市民や各界の識者が時には憂い、時には熱を込めて唱えてきた流れがあるのです。

「京都には美しい所はある。しかし美しい都市ではない」と言っ

た外国の学者がいました。

ほんとうは、京都市は先進的・精力的に景観策に取り組んできました。旧都市計画法による風致地区 3,386.9ha を指定したのは昭和 5 年。これで山河襟帯・山紫水明が守られました（但し、植物生態の調査研究は抜かっていました）「京都の景観はみんなのもの、都市景観の公共性を考える」は、昭和 47 年の市街地景観条例を前に、市主催のシンポジウムのテーマ。景観法の基本理念の元祖です。

“建築”は建築主と建築家と職人衆、及びそれを束ねる施工者によって造られます。建築の“デザイン”は建築主と建築家の協働作品です。建築には建築主と建築家の教養と美的センスが如実に現われます。

京都は日本人の心のふるさと、と言われてきました。繊細、簡素にして優美な京都の建築は、世界に通じる日本美の真髄です。美的センスを高めるシステムは市民

の中にビルトインされています。お茶席や花街もそうです。磨き、洗練するシステムとは、批評・批判・評価です。

会員事務所の作品も、遠慮なく俎上に上げて、批判しよう。

建築行政の担当者もなしには、建築はできないではないか。審査とは批評の場ではないか。コンペや表彰の審査も批評活動です。こうくると、建築行政や調達手続きも、美しい国づくりに貢献しているし、大転換の時と言えます。「建築」の概念も転換の時です。このような議論は、別に「本」にするとしましょう。

建築の技術も感性も日進月歩だし、今回の「デザインガイド」は、「美しい」をキーワードに、若い所員に、基本的なものの見方、考え方と、現在での基礎知識を提供することにしましょう。スポーツでも基礎体力ですね。

といった次第で、副産物もできそうですが、目下、完成度を上げるべく、努めています。

新景観政策 略年表 平成 15～19 年の間の国・京都市及び民間団体等の動きの概要（表中数字は月）[三輪]

年	国	市	学・民
平成 15	7:美しい国づくり政策大綱 12:都市再生ビジョン	10:歴史都市・京都創生策(案)	6:国家戦略としての京都再生の提言 8:京都創生百人委員会創設
平成 16	6:景観法 6:景観法整備に伴う関係法律の整備法 6:都市緑地保全法等改正 12:景観法施行令・施行規則	6:景観行政団体になる	6:KSK・まちづくり研究委員会設置
平成 17	6:景観三法全面施行 9:景観法運用指針	4:新たな景観施策の展開について 5:(財)景観・まちづくりセンター・景観整備機構指定 7:時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会設置 10:京都市景観審査会設置 12:京都市景観計画策定 12:市街地景観整備条例改正	5:京都創生推進フォーラム設立 12:KSK・京都景観デザイン研究会へ改組
平成 18	11:景観行政ネット公開	11:景観づくり審議会・最終答申 11:歴史都市・京都創生策Ⅱ(案)	4:KSK・歩いて診る鴨川ウォーク 6:日本建築学会・京都の都市景観の再生に関する 第二次提言
平成 19		3:新景観政策関係6条例成立//9:施行 8:京都・景観デザイン協議会設置 9:京都市景観計画拡充	8:KSK・室町通デザインサーベイ



下北山村に IT の会社ができます～自然豊かでのんびり仕事をしたい若者応募してみませんか

大阪事務所／高坂 憲治

下北山村は奈良県の南部に位置する人口約1,300人の村である。私が通い始めた12年前には人口は約1,500人だった。それ以来、「元気・本気の人気村づくり」をめざして「きなりの郷の物語」を描き続けてきた。1997年には本紙81号で紹介した「きなりの湯」がオープンし、続いて1998年にはきなりの湯に増築する形で「きなり館」がオープンした。さらに一昨年夏には10周年を機にリニューアルオープンした。いずれも私達が設計を担当させていただき、今では人口1,300人ほどの村に年間10万人以上のお客さんが訪れている。またサクラ祭りや夏の山の音楽祭などのイベントも続き。バス釣りのメッカとしてもちょっとは有名になっている。

ちょうど一昨年、きなりの湯10周年のリニューアルの打合せに村を訪れたとき、村長からITを活用した若者定住のプロジェクトのお話をうかがった。村では、年間10人の赤ちゃん誕生が目標だとか。しかし、なんとと言っても若者が住むことが一番ということで、村は第3セクターの「こまどりケーブル」を設立し、CATVを敷設し、ブロードバンドが可能となりITを活用した若者定住のための基盤が整いつつあった。

「若者の住む家を設計してほしい」というのが、最初村長の依頼だったが、どんな若者がくるのか？本当に黙っていて若者が来るのか？と疑問は次から次へ



投光機が照らすグラウンド

と沸き上がり、「ちゃんと可能性の調査をしましょうよ」とこのプロジェクトはスタートした。

都市の多くのIT企業の方々や人材派遣の方、田舎でも自由のできる可能性があるだろうと翻訳家の方にもお目にかかり、いろいろな情報をいただいた。

本当に出会いとは不思議なもので、ある時、岐阜県大垣市でITのベンチャー企業「(株)サイエンスネット」の深井社長にお目にかかり、私の方が一方的に意気投合してしまった。私が驚いたのは、お目にかかる前に電話でお話しただけなのに、社長はすぐに下北山村に行かれたことだった。そのスピード感と行動力が何とも刺激的だった。聞けばレーサーのライセンスをお持ちとのこと。スピード感たっぷりのはずである。

社長は地域の活性化にも興味をおもちで、夕張市にも出かけているという。下北山村のプロジェクトにも素早い反応を示していただいた。

社長は、IT企業がインドや中国にアウトソーシングしているが、国内で人材を育成して国内で仕事をしたいとおっしゃり、下北山村のプロジェクトへの参加を決断してくれた。

来年4月の会社設立をめざし、現在社員募集中である。ITのスキルは不要、社長のサイエンスネットで1～2年間研修することでスキルの課題は解決(社長のもとで見事に成長させていただける)。唯一の条件は、研修後は下北山村に住むこと。村営ゴルフ場は毎日でも利用できるし、超大型級のブラックバスも狙える。住宅も村で手当してくれるとの



真っ暗な体育館

こと。もちろん奥様同伴大歓迎。そうそう山村留学で下北山村にきた家族が定住してしまったという例もある。子どもが成長して町の学校に進学してもご両親は村が気に入って今も村民である。

採用予定は3人。興味のおありの方は、村のホームページに是非アクセスしてみてください。「定住・移住ガイド」にアクセスすれば募集要項があります。

URL : <http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/>

TEL 07468-6-0001

下北山村総務課

先ほど唯一の条件は下北山村に住むことと書きましたが、できれば普通自動車の免許があった方がいいかもしれません。もっとも、大峯奥駈道を踏破するのがお好きな方は必要ないかも知れません。



上京区初！！

成逸学区夜間防災訓練の開催

京都事務所／山崎 裕行

10月19日(日)の夜に、京都市内でも珍しい夜間防災訓練が、上京区の成逸学区で行われました。

なぜ夜間訓練？

成逸学区では、平成12年より、京都事務所の石本が講師を務める立命館大学産業社会学部のゼ



応急処置の訓練の様子

ミ生との交流が続いています。その交流を通じて、高齢化の進行や木造住宅が多いことなど地域の実情を踏まえた、また、早朝に起こった阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた訓練が必要ではないか、とのアドバイスがあり、今回の訓練につながりました。

夜間訓練の様子～避難編～

今回の夜間訓練には、日曜日の夜にも関わらず、300人近くが参加しました。

「午後6時40分、地震発生！！」懐中電灯を片手に、各町内から続々と住民の方が、実際の一時避難所である北総合校のグラウンドに集まります。

グラウンドでは、投光機が僅かに照らす光の下で、怪我人等の状況把握が行われました。

夜間訓練の様子～体育館編～

グラウンドでの状況把握を終えると、体育館へ移動し、応急処置等の訓練の開始です。

体育館では、より実際の状況に近づけるために電気を消してみたり、マイクを使わずメガホンで話をしたり、仮設の間仕切りや伝言板の設置なども行われました。

ほぼ真っ暗闇の状況で行われた今回の訓練ですが、「体育館の光でホッとした」との感想が幾つも聞かれたのは印象的でした。

さて、一般的に体育館を避難所とする場合、寝泊りを続ける上で一人当たりに必要な床面積は1㎡～1.5㎡と言われているそうです。北総合校の体育館は600㎡程あるそうですが、個人的には今回の参加人数でも結構一杯だなという印象を持ちました。

想定以上の方が避難されてきた場合に、どのように対処して



仮設の間仕切り

いくかは、関係諸機関も含めて、今後とも十分に議論していく必要があります。

『避難所運営マニュアル』作成中

実は、そういうことも含めて、現在、『避難所運営マニュアル』作成に向けた活動が地域住民の方と石本ゼミの皆さんで精力的に行われており、私も作成のお手伝いをさせて頂いています。

このマニュアルは、災害時において、特に公的なサポートを受けにくい初期期を意識し、住民自らの役割分担の下で避難所を運営していくために必要な事項を確認するためのものです。

地域住民発のマニュアルづくりは、あまり実例のない取組ではないでしょうか。このように成逸学区では、学区を挙げて、防災意識の向上に取り組んでいます。※成逸学区ではこの他にも、「住みごこちのよい成逸学区」をめざして様々な取組を行っています。

(ニュースレター146号にも関連記事を掲載)

尼崎情報～その1

今年も尼崎城内フォーラムが開催されました

大阪事務所／岡本 壮平

平成20年10月18日(土)、恒例の「尼崎城内フォーラム」が開催されました。

舞台は、阪神尼崎駅の南東、かつて尼崎城があった城内地区に大正15年に建てられた「旧尼崎警察署」です。

市内に遺る貴重な近代建築を保存活用し、将来に伝えていくことを目的に始まったイベントは、今年で3回目。まずは近代建築に足を運んでもらうため、毎年、

音楽や芸術文化などの趣向を取り入れてきました。

今年は、①大正琴の演奏と来場者も一緒になっての合唱、②かつて警察署で剣道等の教室が開かれていたことにちなんだ古武道演武と護身術指導、そして③登録文化財級の近代建築でありながら震災後は遊休化している旧尼崎警察署の保存活用策を探るミニシンポジウム、④恒例の館内見学ツアーなど、盛りだくさんの内容で開催されました。

館内見学ツアーは、地階に建築当時のまま残されている取調室や留置場が見られるとあって人気の企画です。今年は、後付けされた1階天井の一部をはがしたところ、建築当時のアーチや装飾が“発掘”され、「建築当時のすばらしい姿を見たい」といった声が聞かれました。

また、照明、換気、トイレの設備改修がなされ、地階の環境は格段に快適になりましたが、不気味な雰囲気は変わらず健在。この独特の雰囲気を味わいたい方は、是非来年のフォーラムにお越しください。

この建物の価値を学んだあと、今年のメイン企画として旧尼崎警察署の保存活用策を探るミニシンポジウムが始まりました。笠原一人さん(京都工芸繊維大学)、綱本琴さん(町家発ほんまもん)、岡崎勝宏さん(中国街道・城内まちづくり懇話会)をパネラーに、歴史的資源の保全と活用について発表と意見交換がなされました。工都として発展してきた尼崎にとって近代建築は文化的資源として重要であること、また、歴史的建築物をそれにまつわる



きんきょう

生活文化ともども現代の生活の中で発展・継承していくことが大切であること、特に萌芽的な段階ではアートや音楽などの力を借りることで新たな可能性を見いだせる場合があることなど、今後、懇話会等の活動の羅針盤になるように思います。

今年は、留置場の監獄を展示ベースに見立てて、カフェ、アート、映像などの展示がされました。実は留置場という個性の強い空間がどのように使えるものなのか、果たして見る側にはどのように映るのかを探る「実験」だったのです。結果は思った以上に好評で、近代建築に新たな命を吹き込む可能性を垣間見ることができました。

1日限りのイベントは盛況のうちには幕を閉じましたが、愛され利用されてこそ歴史的資源として存続します。今後は、もっと多様で頻繁に利活用されるよう、協働の取り組みが展開していくことが期待されます。

尼崎情報～その2

「るるぶ尼崎市」発売！

大阪事務所／高田 剛司

尼崎市を見「る」、食べ「る」、遊「ぶ」

10月31日、西日本では初めてとなる自治体ベースの「るるぶ尼崎市」がJTBパブリッシングから発売されました。

この「るるぶ」は、いわゆる“観光地”を紹介するこれまでの「るるぶ」とは異なり、市や区レベルの“普通のまち”を紹介する情報誌となっています。都市のイメージアップを考える尼崎市と尼崎商工会議所の強い働きかけと協力が実を結んで今回の出版となりました。



気迫の伝わる古武道の演武

なぜ、尼崎市に「るるぶ」なのか？

今を遡ること2年前、市役所では、横断的な組織として課長補佐や係長、主任等の中堅若手が集まった「都市政策検討会議」が設置されました。ここでは、市内の人口減少問題をテーマに今後の都市政策のあり方について調査研究が進められました。

転出入者へのアンケートやヒアリング、インターネット調査等により明らかになったことは、尼崎市のことをあまり知らない人は、これまでのステレオタイプのイメージで尼崎市を評価し、「ガラが悪い」とか「環境に不安」といったネガティブな意見が多いことでした。一方で、一度でも住んだことのある人や住民にとっての尼崎市は、「便利で住みやすいまち」「人情味のあるまち」という意見が目立っていました。

今後の人口減少社会において、尼崎市の正確な情報を伝え、転入者を増やすため、「都市セールス施策の展開」が必要であるとの方向性が出てきました。その一つとして、情報誌「るるぶ」に着目したというのが、この出版のきっかけです。

検討会議では、JTBパブリッシングの方にお話を伺うなどの勉強を経て、その必要性をまとめました。さらには、市都市政策課の担当者とともに、公害などの都市イメージ改善の先進都市である川崎市におじゃまし、都市セールス手法の研究を行いました。

その後、当時の都市政策課担当の職員の方が商工会議所青年部に働きかけ、青年部でもさらに検討を深め、「るるぶ尼崎市」発刊への動きが急速に動いていったのです。



建物の保存と活用を探るミニシンポジウム

るるぶ地元情報シリーズ

「るるぶ尼崎市」を含む「るるぶ地元情報シリーズ」は、自分の住んでいるまちの魅力を再発見し、まち歩き観光を誘発するためのツールとして位置づけられるもので、昨今のまち歩きニーズにも合致するものといえます。

また、地元情報誌は購買層に住民が多いことから、地元の書店も元気にする効果があります。

このシリーズの先駆けは、5年前に出版された「るるぶ練馬区」でした。これは予想以上のヒットを生み、その後、東京23区を中心に発行する市・区は広がっています。

まずはご一読を

さて、実際に読んでみると、市民歴10年の私も知らない情報が多く、特に、尼崎市を読み解く視点がとてもユニークです（例えば、市の形が米国に似ていることから尼崎市を合衆国に見立て、多様性を表現しています）。また、非常に読み応えのある情報のボリュームとなっています。

これを読んだら、あなたも尼崎市を訪れずにはいられなくなること間違いなしです。ぜひ、お近くの書店やネットでお買い求めください。



MEDIA WATCH

「キョースマ！」

発行：淡交社

URL：<http://www.tankosha.co.jp>



紹介者／大阪事務所 嶋崎雅嘉

巷には「京都本」と呼ばれるジャンルの書籍・雑誌がかなり出回っています。

そんな中、「キョースマ！（京都に住まえば・・・）」は、ほかとは一線を画すコンセプトを持つ雑誌です。

タイトル通り、「住む」という切り口から「京都」ととらえたその内容。例えば、'08春号「いつものお店が最高の京都」や'08冬号「うらやましそ！京都の商店街」で紹介されているお店やスポットの数々は魅力的です。

「ご主人手作りのハムが絶品の△△商店街のお肉屋さん」、「若い兄ちゃんが経営している元気な八百屋さん」、「お持ち帰り専門のちゃんこ鍋屋さん」などなど。京都で住む私にとっても一度行ってみようかなと思う魅力的なお店などの情報がいっぱいです。

そのほか、連載コラム「キョースマプロファイリング」では、毎号、京都で素敵な暮らし方をしている方をご紹介します。旧い家をリフォームして自分のライフスタイルにあった住まいを手に入れた個性的なキョースマさん達の暮らしぶりを紹介しています。「わたしの××町ヒーローテーション」のコーナーでは、その人が暮らすまちの使い方、すごし方の情報も紹介されています。

なぜ、「キョースマ！」が他と一線を画す雑誌だと感じるのか。それはこの雑誌をつくる方々の京都を見つめるやわらかな視点にあると思います。編集者のお話によると「京都に住んでいる人の暮らしを通して京都のまちの魅力をあぶりだしている」ような感覚で雑誌をつくっているそうです。

「京都」というまちは日本で一番ブランドを確立しているまちと言えますが、あえて、巷で言われる「京都市」な視点からまちを見るのではなく、あくまでも住む人の目線からそのまちをとらえる。そこに、ディープな京都というまちの魅力と本質が見えてくる。ということだと思います。

京都に住み、この雑誌の大ファンを自認している私ですが、「キョースマ！」で取り上げられていたスポットやお店をいくつか実際に利用しています。

それは、観光地で素晴らしい景色やおいしいものにめぐり合った喜びとは少し違う、日常生活の中にキラリと光る宝石を組み込んだような、もしくは、楽しく暮らすための使いやすくてカッコのいい道具を一つ手に入れたような、そんな感覚です。

そして、もう一つ感じる感覚は、「まちに住む」という感覚。

人が住む場所として、住宅の水準だけでなく、住むまちの魅力が重要であり、さらにそのまちの使い方、まちとの関わり方が暮らしの豊かさを高めるのだということを感じます。

それは、一般的な情報誌で得た「グルメ情報」ではなく、「口コミ」的な情報だからこそ伝わる感覚だと思います。「口コミ」の裏には「暮らし方」がついているからです。

「キョースマ！」の魅力はこの「口コミ」的な暖かさと深さにあるのかもしれませんが。様々な情報があふれている時代の中、「口コミ」は力強く優れた情報媒体だということを改めて「キョースマ！」から学びました。



自動車とスクーターが走り去ったら、 牛井とライブがやって来た。

京都事務所／廣部出

今回はぶらりと楽しむ音楽鑑賞の夕べのご紹介です。京都は下京区、七条新町の西南角になにやらアヤシイ牛井屋さんがございます。何を隠そう、この3階建の洋風商業建築は富士ラビット、大正12(1923)年の建築が保存修理を経て現代に活用されているもので、現在は、国の登録有形文化財(建造物)に指定されています。

もともとは、T型フォードの発売によって自動車の大衆化が進み、また、代理店による自動車輸入制度が始まった頃、フォード社の輸入代理店として自動車販売業を行っていた日光社が建設した社屋です。当時、七条通唯一の鉄筋コンクリート造(外壁レンガ造)で、威風堂々とした姿がなかなか目立っていたそうです。戦後は、同じ創業者による富士ラビットスクーター株式会社(現富士ラビット株式会社)がラビットスクーターの販売を行っていましたが、使い勝手の悪さからあまり利用されていませんでした。そろそろ解体も視野に……とお考えになっていた平成11年に国の登録文化財となって改修にこぎ着け、建物は難を逃れたわけです。

さて、新しい活用が図られている現在の富士ラビットは、先に紹介しました通り、1階は貸店舗で牛井チェーン店です。窓の上にタイヤや車をデザインした当時のステンドグラスが装飾に用いられているのが写真でご覧頂けますでしょうか(ムリですので実物をどうぞ)。3階は



ラビットスクーターの
ポスターが



「ホームレス中学生」応援
キャンペーンの時期に再訪

オーナーさんちのお住まいです。

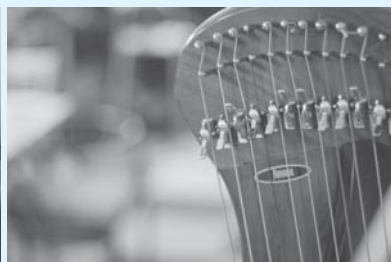
今回のコラムで肝心なのは、その間の2階部分です。こちらは、ラビットサロン。喫茶&バーとして経営されています。毎月第3金曜日の20:30~21:30が、まさにぶらりと楽しむ大事なところ。アイリッシュハープ奏者の中西佐智子さんとチェンバロ奏者の澤朱里さんのおふたりが交代で、毎月いろいろな共演者と一緒になって、ひとときのクラシック・ライブを提供されています(<http://www.k2.dion.ne.jp/~harp/>)。要チャージ料千円+ワンオーダー。うるわしい演奏を楽しむだけでなく、終わってから奏者の方とお話できたりもします。一度、ぶらりとどうですか?もちろん、喫茶&バーや牛井も随時お楽しみください。



牛カルビ焼肉丼のある時期に初訪問



2回目の今宵はアイリッシュハープのデュオで



結構複雑なハープのあたま

アルパック(株)地域計画建築研究所

<http://www.arpak.co.jp> E-mail info@arpak.co.jp

本 社

京都事務所 〒600-8007 京都市下京区四条通り高倉西入立売西町 82

TEL(075)221-5132 FAX(075)256-1764

大阪事務所 〒540-0001 大阪市中央区城見 1-4-70 住友生命 OBP プラザビル 15F

TEL(06)6942-5732 FAX(06)6941-7478

名古屋事務所 〒460-0003 名古屋市中区錦 1-19-24 名古屋第一ビル 6F

TEL(052)202-1411 FAX(052)220-3760

東京事務所 〒160-0001 東京都新宿区片町 1-20 萩原ビル 3F

TEL(03)3226-9133 FAX(03)3226-9560

九州事務所 (株)よかネット 〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町 3-8 福岡パールビル 8F TEL(092)283-2121 FAX(092)283-2128